平成２５年（フ）第２２０号
愛知県蒲郡市府相町新井前712番地３、従前の住所愛知県蒲郡市中央本町14番８号
債務者　杉本精肉店こと　杉本　克平
１　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島　　幹彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０３号
佐賀県唐津市鏡1073番地10
債務者　吉丸　修三
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３５３号
群馬県前橋市堀越町851番地21　マーベラス大胡Ｂ―201号
債務者　藤堂　栄二
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４７号
愛知県西尾市東幡豆町田戸50番地
債務者　鳥山　清美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１２号
山形県米沢市大字笹野202番地の３　星の村、前住所山形県東置賜郡高畠町大字高畠695番地の２　町営大町団地143
債務者　高橋　昭子
１　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２２３８号
札幌市白石区北郷２条５丁目５番18号　プラッツ北郷６号
債務者　堺　　好美
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
北海道苫前郡羽幌町南５条５丁目７番地の１
債務者　土屋泰一郎
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第２４２号
茨城県石岡市若宮１丁目１番37号　広瀬住宅２号、前住所茨城県石岡市茨城１丁目６番10号　福田住宅
債務者　飯塚　松夫
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３８号
静岡県伊豆市冷川1523―108　社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター、住民票上の住所静岡県沼津市上香貫槙島町1277番地の３　伊富ビル２号
債務者　鈴木　正之
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
愛知県岡崎市伊賀町字７丁目87番地１　チェリーブロッサムＡ１―２
債務者　草下　　薫
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
京都府舞鶴市字今田751番地６
債務者　杉井　正男
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
北海道歌志内市字文珠110番地13
債務者　中山　正治
１　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根下餅田５番地２　アパルトマン　ベールＢ棟204号室、旧住所岩手県岩手郡雫石町西根大宮155番地１
債務者　袖林　真美
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３８号
岩手県紫波郡紫波町中島字樋ノ口122番地７
債務者　岩清水　勉
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３９号
岩手県紫波郡紫波町中島字樋ノ口122番地７
債務者　岩清水あゆみ
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４０号
岩手県紫波郡紫波町中島字樋ノ口122番地７
債務者　岩清水二三
１　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２２号
群馬県館林市尾曳町７番36号　尾曳グランドハイツ―106
債務者　亀田　秀子
１　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
前橋地方裁判所太田支部